

## 医用画像システム部会

---

医用画像システムを中心とした画像医療 IT 産業を発展させるために、医療情報やソフトウェア等に関する規制緩和等についての提言、画像医療情報の相互運用性を高めるための標準化の推進、各種関連団体との協調活動などの活動を行う。

### 1. 本委員会

- (1) 国内外の関連団体と連携し画像医療情報システムに関する標準化活動を推進する。
- (2) 行政機関との関係を強化し、画像医療関連業界としての提言を進めていく。
- (3) 放射線部門を中心とした IHE-J 活動の推進・援助を行う。
- (4) 法規制対象外のヘルスソフトウェアについて、GHS 協議会活動へ本委員会メンバーが中心に参画し自主規制マークの普及活動を行う。

### 2. セキュリティ委員会

- (1) 画像医療情報システムにおけるセキュリティの要件を明確にすることにより、医療施設での医療情報の安全な取り扱いに寄与する。2016 年度は、医療情報機器のセキュリティに関する開示文書の改訂版の普及推進活動を行う。
- (2) 個人情報保護法などの法令に画像医療情報システムが対応する際に必要なガイドライン等の策定に積極的に参画すると共に、その内容に関して会員各社への啓発活動を行う。2016 年度は、個人情報保護法改定に関する情報収集と共有を進める。
- (3) ISO/TC215 WG4 Security や日米欧の工業会で共同設置しているセキュリティ・プライバシー委員会 (SPC) に参画し、グローバルなセキュリティ情報の収集、共有を行い、その内容に関して会員各社への啓発活動を行う。2016 年度は、サイバーセキュリティに関しての情報収集と共有、ISO/TR11633-1 の改訂を行う。

### 3. DICOM 委員会

- (1) DICOM 規格の改定・追加投票の内容を検討し、会員企業の要望を踏まえて投票する。
- (2) WG06 で扱う補遺や修正提案の内容が多様化しているため、継続的に参加し情報収集を進めると共に、審議に参加し審議団体としての JIRA の存在をアピールする。
- (3) DICOM 規格や会議録の翻訳と解説資料の作成を継続し 会員企業に情報提供を行う。2016 年度は、大幅な書き換えが予定されている P.S. 3.18 等の翻訳を計画する。
- (4) IHE-J (勉強会やコネクタソン)、JRS/JSRT (勉強会や認定試験) 等と協調して DICOM の普及を推進する。また、JSRT と共同で作成した逆引き DICOM BOOK を使用した、DICOM 初心者向け教育を実施する。
- (5) 日本から提案する歯科領域 (WG-22) の DICOM 規格補遺・修正の立案や規格化をサポートする。

### 4. モニタ診断システム委員会

- (1) モニタ画像診断に携わる医療従事者及びその関連団体、JIRA 会員などに向けて、QA ガイドラインの認知度や実施率を向上させるための啓発活動を行う。
- (2) JART 会員を対象に、モニタ表示管理の必要性や具体的手法を学ぶための精度管理セミナーを開催する。
- (3) デジタル画像取り扱いのガイドラインや DIN6868-157 の改訂を契機に、QA ガイドラインの見直しについて検討する。
- (4) DICOM Supp124 広報活動、及び実装化への検討を行う。

### 5. 画像診断レポート委員会

- (1) 画像医療における診断レポートのあり方を、技術的側面、及び医療の側面から検討する。
- (2) 異なるベンダ間でのレポートデータの互換性、及びシステム接続を確保するための方式について検討し、これまで作成してきたガイドラインについて必要な改訂を行う。

- (3) ガイドラインと共にデータ交換フォーマットについての出力変換用サンプルプログラムを公開し、本ガイドライン案の利用を促進する。
  - (4) またこのデータ交換フォーマットで出力されたファイルを別システムに取り込むための実証実験を進める。
  - (5) 上記で作成したデータ交換フォーマットについて別のシステムに取り込む実証実験を行い、本ガイドラインによるデータポータビリティの有用性、実効性を検証する。
  - (6) 本ガイドライン案に関連する国際標準や他団体の動きについての調査を行う。
6. システム教育・広報委員会
- (1) 部会活動成果を、会員・関連団体へ周知するための成果報告会・勉強会などの企画・運営を他委員会・WGと協調して行う。
  - (2) ITEM の JIRA ブースにおける医用画像システム部会活動の報告(リーフレット・別刷り作成など)を担当し、運営実務にも協力する。
  - (3) 日本 IHE 協会(IHE-J)、JRST などの広報活動を支援する。
  - (4) 関係行政機関(厚生労働省、経済産業省、内閣官房、総務省など)への対応窓口となる。
  - (5) 医用画像システム部会活動成果の広報として、部会ホームページの改善・運営活動を行う。
  - (6) 中小企業・IT 産業振興委員会と共同で「IT 特区勉強会」を開催する。(2回/年度)
7. 新画像医療 IT 産業推進 WG
- (1) 本委員会のもとに、画像医療 IT 産業発展のための施策の検討、及び成果についての説明普及活動を行う。
  - (2) 医機連、医療 ICT 推進 WG との連携を図り、医療機器分野の ICT の推進施策を行う。